

# 富田小学校改修建築・設備設計業務委託仕様書

1. 委託業務名 富田小学校改修実施設計業務委託
2. 建設地 大野市 上野 地係
3. 工事費 プロポーザル実施要領のとおり
4. 設計概要 別紙資料参照
5. 一般事項

## (1) 技術者等

受託者は、管理技術者（大野市設計、測量等業務委託契約約款第10条に定める現場責任者）および意匠、構造、電気設備、機械設備担当を定め、発注者に通知する。（通知する技術者は、原則として、参加表明時に提出した様式3記載した者とし、特別な理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。）なお、業務の一部を第三者に委託する場合は、同約款第7条第3項に基づき承諾願を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

## (2) 打合せ及び記録

原則として、下記の時期に発注者や学校関係者、関係する機関等と打合せを行う。

- ① 契約直後（工事概要・現場・参考図面・設計要領の確認）
- ② 準備段階（現地調査、情報収集の確認報告、条件設定、方針の確認）
- ③ 各検討結果、計画策定時（下記業務内容の進捗状況に応じ随時）
- ④ 実施設計時（進捗状況に応じ随時）
- ⑤ その他打合せを必要とする時

打合せ事項は打合せ記録簿に記録し、打合せ後すみやかに提出する。なお、打合せ記録簿の様式は担当職員の同意を得たものを使用する。

## (3) 履行期限

本契約の履行期限は令和7年2月28日（金）までとする。

ただし、棟別の概算事業費は令和6年9月30日（月）までに提出することとする。

また、予算要求に必要な詳細事業費は令和6年12月5日（木）までに提出することとする。

## 6. 設計内容

設計業務は一般業務と追加業務とし、内容および範囲は次による。

(1) 一般業務の内容は、平成21年国土交通省告示第15号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は次のうち印を付したものとする。

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

なお、標準業務の業務内容のうち概算工事費の検討を除く。また、実施設計図書の作成に当たり監督職員が必要な助言を行うとともに、設計完了時点での実施設計内容の建築主への説明等を要しない。

(2) 追加業務の内容および範囲は次のうち印を付したものとする。

・敷地造成設計

- 屋外附帯設計（グラウンド、外構等）
- 積算業務
- 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- 電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- 機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

- ・透視図作成（仕様： ）
- ・模型作成（仕様： ）
- ・確認申請手続き業務（構造計算適合性判定および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の納付を含む）
- 関係法令等に基づく各種申請手続き業務
- 省エネルギー関係計算書の作成および申請手続き業務
- 防災計画書の作成
- リサイクル計画作成
- 公共工事における県産品活用計画作成
- 公共工事に係るグリーン購入調達計画作成
- 工事工程表作成
- その他（ ）

## 7. 設計の進め方

- (1) 設計に当たっては、提示する与条件の資料および現地を充分調査の上、監督職員と緊密な打合せを重ねて設計図書を作成し、その確認を得なければならない。
- (2) 設計は構築物の敷地、構造および建築設備に関する法律ならびにこれに基づく命令および条例の規定によるほか県の定める工事標準仕様書および各種設計の基準ならびに資料等（別記1）による。なお、適用する水準については監督職員の指示による。
- (3) 必要に応じ監督職員の指示により設計の各段階ごとにその案を提出し、監督職員の確認を受けた後設計を進める。また、監督職員の指示する期日までに各種設計図および工事設計書を監督職員に提出し、内容の確認を受けること。
- (4) 建築および設備等は、設計当初より綿密な連絡を保ち、設計の完全を期する。
- (5) プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

## 8. 設計図書の作り方

- (1) 設計原図用紙は、A1版とする。
- (2) 構造その他計算書および内訳明細書は県所定の様式により作成する。
- (3) 内訳明細書は、「営繕積算システムRIBC2」の内訳書数量入力システムにより作成すること。
- (4) 図面は「営繕工事 図面の文字・線種・レイヤ基準（建築編・建築設備編）」（福井県土木部公共建築課）を準用する。ただし、あらかじめ監督職員が認めた場合はこの限りではない。

## 9. 提出する設計図書等

- (1) 設計が終了したときは図面（A2白焼）1部を提出して監督職員の審査を受け、これに基づいて所定の訂正を行い、検査を受けて設計図書の原図等および電子データを納品する。
- (2) 提出する設計図書の原図等は、下表を標準とし、□印をつけたものを作成する。○印で囲われた番号の図書は、既存図面を基にCADデータ化する図書を示し、適宜修正し現況図（改修前図）を作成する。□や○印のないものでも特に必要なものは適宜設計図書を作成のうえ提出する。
- (3) 別表1の項目については電子納品も行う。
  - ① 電子納品とは、設計業務の各業務段階に最終成果を電子データで納品することをいう。
  - ② 要領等に基づいて電子データを電子媒体(CD-R)で2部提出する。要領等で特に記載のない項目については、監督職員と協議のうえ決定する。
  - ③ 電子成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出する。
- (4) 提出されたデータについては当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該工事の完成図の作成および完成後の維持管理に使用することがある。

種 別	適 用
<b>A</b> 共通設計図 1 表紙図面目録 2 工事特記仕様書 3 敷地案内図、配置図	表紙に図面目録記入
<b>B</b> 建築（総合）設計図 ① 仕上表 2 面積表及び求積図  ③ 各階平面図 4 断面図 ⑤ 立面図（各面） 6 矩計図 7 展開図 8 天井伏図 9 平面詳細図 10 断面詳細図 11 部分詳細図 ①② 建具表 ①③ 外構図 14 仮設計画図 15 その他	建築基準法面積、登記用面積等監督職員の指示する様式算出法により作成
<b>C</b> 建築（構造）設計図 1 各階伏図 2 軸組図 3 部材断面図 4 標準詳細図 5 各部詳細図 6 仕様書 7 その他	
<b>D</b> 電気設備設計図（屋外を含む） ① 受変電設備図 2 非常電源設備図 3 幹線系統図 ④ 電灯・コンセント設備 各階平面図 ⑤ 動力設備各階平面図 6 通信・情報設備系統図 ⑦ 通信・情報設備各階平面図 8 火災報知等設備系統図 ⑨ 火災報知等設備各階平面図 10 その他設置設備設計図 11 部分詳細図 ①② 屋外設備図 13 その他	容量計算書、参考姿図、詳細図、機器・器具表等含む
<b>E</b> 機械設備設計図（屋外を含む） ・空気調和換気設備設計図 1 空気調和設備系統図 ② 空気調和設備各階平面図 3 換気設備系統図 ④ 換気設備各階平面図 5 その他設置設備設計図	盤図、計装図、機器・器具表等含む

<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>⑥ 部分詳細図</li> <li>⑦ 屋外設備図</li> <li>8 その他</li> <li>・給排水衛生設備設計図</li> <li>1 給排水衛生設備配管系統図</li> <li>② 給排水衛生設備配管各階平面図</li> <li>3 消火設備系統図</li> <li>④ 消火設備各階平面図</li> <li>5 排水処理設備図</li> <li>6 その他設置設備設計図</li> <li>・</li> <li>7 部分詳細図</li> <li>⑧ 屋外設備図</li> <li>9 その他</li> <li>・昇降機等設備設計図</li> <li>1 昇降機等平面図</li> <li>2 昇降機等断面図</li> <li>3 部分詳細図</li> <li>4 その他</li> </ul>	<p>機器・器具表等含む</p>
<p>F 設計計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 構造計算書</li> <li>2 電灯動力等負荷計算書</li> <li>3 照度計算書</li> <li>4 幹線計算書</li> <li>5 自家発電設備計算書</li> <li>6 給水量等計算書</li> <li>7 給湯量等計算書</li> <li>8 消火設備計算書</li> <li>9 空調負荷計算書</li> <li>10 換気量計算書</li> <li>11 排煙設備計算書</li> <li>12 その他</li> </ul>	<p>電圧降下計算書含む</p>
<p>H 工事設計書 (内訳明細書、R I B C 2 データを含む)</p>	<p>積算の方法、記載方法は別記 1 によるほか監督職員の指示による。 必要部数 1 部 単価入 (受託者様式 1 部)</p>
<p>I 積算資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 積算数量算出書</li> <li>2 積算数量調書</li> <li>3 見積書等関係資料 (採用単価一覧含む)</li> <li>4 営繕工事積算チェックリスト</li> </ul>	<p>積算の方法、記載方法は監督職員の指示による。 必要部数 1 部</p>
<p>J 透視図</p>	<p>完成予想図 外観 (彩色) A3 版 1 部</p>
<p>K 模 型</p>	
<p>L 確認申請書等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 確認申請書</li> <li>2 建築物省エネ法に基づく通知書</li> <li>3 法令等に基づく各種申請書・届出書</li> </ul>	<p>正 1 部・副 2 部 正 1 部・副 2 部 正 1 部・副 2 部</p>

<input type="checkbox"/> M 設計図製本等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 1 版 ( A 2 版 ) 製本 1 部</li> <li>・ A 3 版 製本 3 部</li> </ul> ( 建築 ・ 設備製本区分は監督職員の指示による )
<input type="checkbox"/> N その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計説明書</li> <li>・ 防災計画書</li> <li>・ リサイクル計画書 ( 阻害要因説明書を含む )</li> <li>・ 公共工事における県産品活用設計報告書</li> <li>・ 自然エネルギー導入検討書</li> <li>・ 公共工事に係るグリーン購入調達記録表</li> <li>・ 工事工程表</li> <li>・ 省エネルギー関係計算書</li> <li>・ 改修前後のランニングコストの比較書</li> </ul>

1 0. 貸与する図面および資料 ( 次のうち  印を付したもの )

- 各種設計の資料
- 「 営繕積算システム R I B C 2 」 を利用するために必要なデータ
  - ・ 基本設計図書
- 既存設計図書 ( 一部 C A D データ含む )
- 特記仕様書 C A D データ

上記貸与物品は、原図引渡しと共に返却 ( 電子データは破棄 ) する。

1 1. その他

- ( 1 ) この仕様書に記載されていない事項については、監督職員と協議して定める。業務の処理については「福井県営繕工事監督事務処理要領」を準用する。
- ( 2 ) 「 営繕積算システム R I B C 2 」 の「 内訳書作成システム 」 または「 内訳書数量入力システム 」 は、( 一財 ) 建築コスト管理システム研究所よりレンタルを受けること。
- ( 3 ) 「 県有施設一年点検実施要領 」 ( 福井県土木部公共建築課 ) に基づき一年点検を実施する。
- ( 4 ) この仕様書に記載の基準ならびに資料等については最新版を使用するものとする。
- ( 5 ) 建築士法による重要事項説明の手続きを行うこと。
- ( 6 ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 7 条に規定する小規模建築物の建築については、建築物エネルギー消費性能評価への適合性について書面にて説明すること。

(別記 1)

<建築工事関連>

- ・ 建築設計基準
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 官庁施設の環境保全性に関する基準
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 木造建築工事標準仕様書
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準

※福井県営繕積算要領および同運用基準

※建築工事設計委託要領

（※以外は国土交通省大臣官房官庁営繕部技術基準）

<設備工事関連>

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 官庁施設の環境保全性に関する基準
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準

※福井県営繕積算要領および同運用基準

※建築設備工事設計委託要領

（※以外は国土交通省大臣官房官庁営繕部技術基準）

(別表 1) 電子納品対象

フォルダ名称	資料大分類	資料小分類	資料名称	ファイル形式
REPORT	実施設計	建築	構造計算書、工事設計書、数量積算書	※MS-EXCEL, ※MS-WORD または※PDF
		電気設備	各種計算書、工事設計書、数量積算書	※MS-EXCEL, ※MS-WORD または※PDF
		機械設備	各種計算書、工事設計書、数量積算書	※MS-EXCEL, ※MS-WORD または※PDF
		その他	設計説明書、防災計画書 リサイクル計画書（阻害要因説明書を含む） 公共工事における県産品活用設計報告書 自然エネルギー導入検討書 公共工事に係るグリーン購入調達記録表 工事工程表 計画通知書 建築物省エネ法に基づく通知書 省エネルギー関係計算書 法令等に基づく各種申請書・届出書	※MS-EXCEL, ※MS-WORD または※PDF
DRAWING	全ての図面		※ SXF(sfc)形式 ※ JW-CAD 形式 および※PDF	

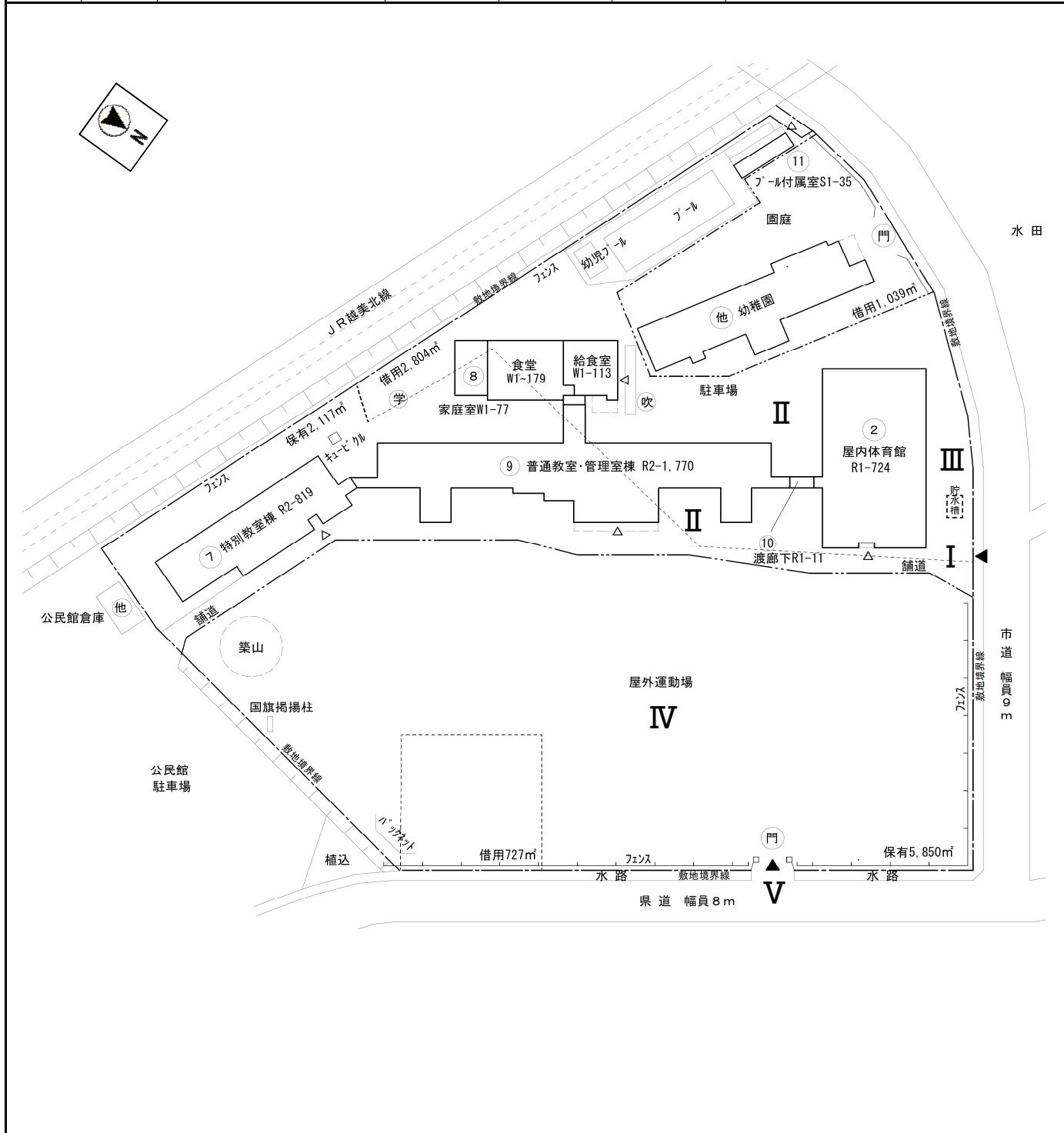
□は必須納品項目、その他は協議による。

※： MS-EXCEL、MS-WORD、PDF、CADのバージョンについては協議による。



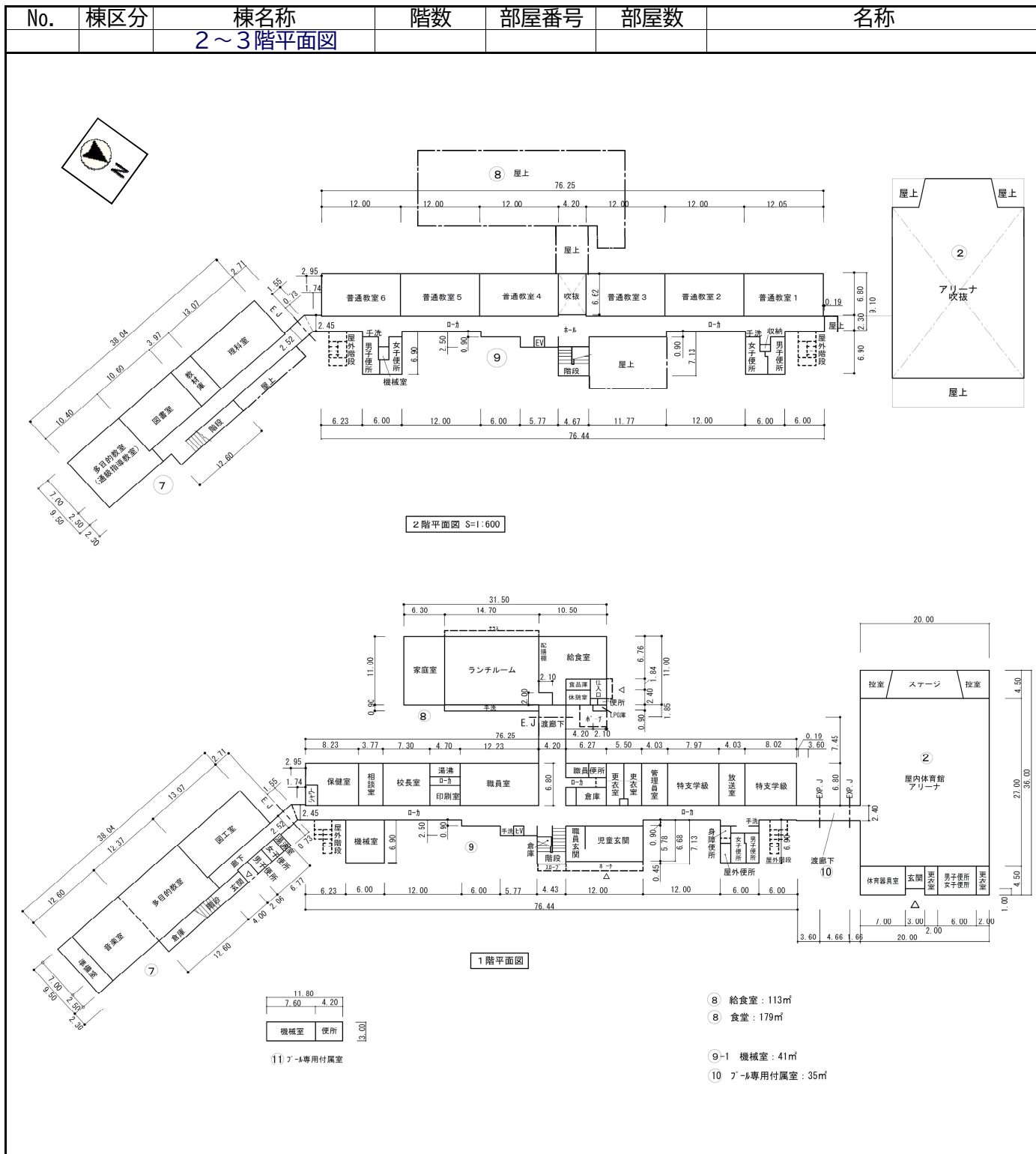


No.	棟区分	棟名称	階数	部屋番号	部屋数	名称
		配置及び1階平面図				



要望・要検討事項						
I	アプローチ	歩車分離を原則として配置を計画する				
		舗装排水含め全体改修				
II	職員来客駐車場	駐車台数を増やす				
	門、植栽	植栽を最小限とし、駐車場を広げる				
		境界付近に門を設ける				
III	スクールバス発着場	場所は検討必要				
IV	グラウンド	表土改修				
	フェンス	老朽部分改修				
	国旗掲揚柱					
V	県道沿いの門	撤去				





要望・要検討事項

全棟共通			トイレ	各階に車椅子やLGBTQ用の多目的トイレ設置
外部窓	外壁改修、屋上断熱防水 複層ガラス又は二重サッシ化 通風換気の確保 飛散防止フィルム貼		非構造部材 カーテン等	洋式化 耐震対策の実施 老朽化したカーテン等の更新
内外装	床、壁、天井の老朽改修、木質化 廊下間仕切、掲示板改修		バリアフリー化	
出入口建具	改修			
設備	照明LED化、放送設備改修 給排水管、消火栓管の老朽改修 手洗い設備の非接触化 全館空調更新 空調未設置教室への設置又は移設		法不適合箇所	改善

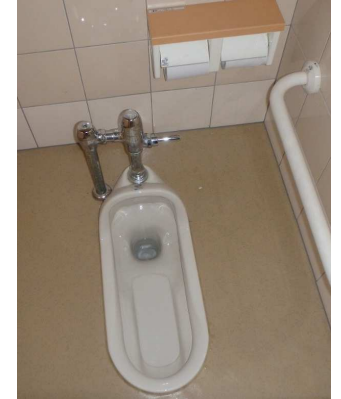
# 施設の現状 1 (富田小学校)



児童玄関  
・経年劣化は少ないが  
長靴が入らない下足入



普通教室  
・収納が少なく、窓際にも棚を置いている



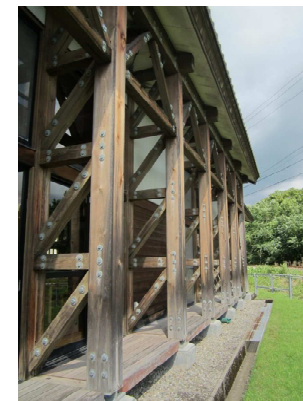
児童トイレ  
・和便器が多く不便



校舎軒下  
・塗膜剥離あり



ランフォーム棟  
・屋根が一部錆ている



ランフォーム棟  
・構造材(木部)の劣化  
・床材の劣化



# 施設の現状 2 (富田小学校)



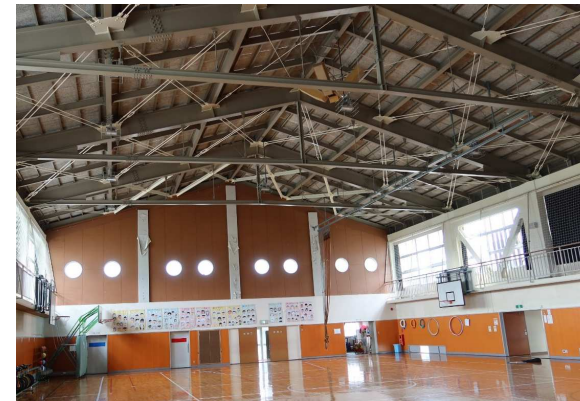
室外機

- ・設置後20年の室外機  
耐用年数が経過し故障が頻発している



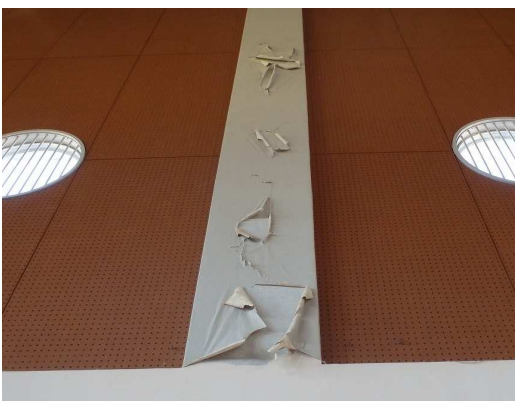
プール

- ・プール床の仕上げ材剥離



体育館

- ・全体に老朽化している  
アリーナはLED照明改修済み



体育館壁

- ・壁の剥離



体育館軒下

- ・塗膜剥離あり



【施設】学校再編に係る改修箇所要望

学校名：富田小学校

要望箇所（棟、階、場所）		要望内容		要望理由
全館 (体育館除く)	1～2階	エアコン	エアコン改修、未設置の教室に新設 灯油暖房の撤去	故障が頻発しているため
全館	1～2階	トイレ	洋式化	和式を洋式化にしてほしい 段差があるため トイレがよく詰まる
			バリアフリー化	
			排水改善	
		水栓	自動水栓にしてほしい	衛生上のため
	1階	掲示板	マグネット対応へ変更	掲示しやすくするため
普通教室棟	2階	各教室	収納棚の改修	収納が小さいため
	1階	倉庫増設	機械室のタンク除去	倉庫が不足しているため、撤去後は倉庫としたい
	1階	児童玄関	下足棚改修	長くつが入らないため
	1階	保健室	トイレ増設	児童対応のため
	1階	放送室	放送設備改修	劣化しているため
	1階	職員更衣室	畳から床へ	
	外トイレ		洋式化	和式のため
	2階	タブレット保管庫	タブレット保管庫を各教室分設置（移設）	廊下でまとめていて不便なため
	1階	職員室	ナンバーディスプレイ・留守電機能付きの電話の設置	時間外の対応や迷惑電話対応のため
特別教室棟	2階	理科室	給湯設備。お湯が出るものにしてほしい	お湯が出ないため
	2階	多目的室 図書室	2階多目的教室を図書室に、書架追加 図書室を通級指導ができる部屋2つに	現在の図書室が小さいため 通級教室ができる部屋を増やしたいため
食堂棟	給食室	給食室	トイレ手洗い場	保健所指摘のため
			清潔ゾーンの手洗い場増設	
	家庭科室・ラヂルーム	給湯	温水器の設置	お湯が出ないため
		エアコン	エアコンの設置	エアコンがないため
		放送設備	放送設備の更新	劣化のため
		換気設備	天井のファンの耐震	落下防止のため
	1階	屋根	屋根のさび	劣化のため
	ウッドデッキ	床が腐朽している	劣化のため	
全ての窓	2階	落下防止柵	落下防止の柵設置	落下防止のため
校舎内安全確保	1階	施錠	1階窓を侵入不可な構造にしてほしい	換気のため施錠をしていなくても、一定まで開かないようにしてほしい
		防犯カメラ	防犯カメラの設置	現状は、車で敷地内、グラウンドに簡単に乗り入れ、侵入できるため
外壁		外壁改修	汚れ除去、再塗装	劣化のため
体育館		トイレ	バリアフリー化	段差があるため
		校内内線電話	構内に電話ができる機器設置	緊急時の連絡手段がない
		更衣室	拡充	狭くて使いにくい
		器具室	拡充	物が入りきらない
		ギャラリー	ギャラリーにのぼりやすい階段が欲しい	現状のものでは危険なため
		換気扇	設置	換気扇がない
		窓のカーテン	自動化	使い勝手が悪い
		体育館放送室	放送機器そのものを更新	使用できないため
		のぼり綱	撤去	老朽のため
		ステージのスクリーン	大型電動プロジェクター設置 プロジェクター設置	集会活動のため
		ステージ奥のカーテン	張り替え	劣化のため
		ステージ演台	取り替え	劣化のため
		移動式バスケットゴール	撤去	使用していない。地震時に危険
		入口	バリアフリー化 下足箱を多いものに	スロープがなく、車椅子対応ができない 収納数が少ないため
		固定式バスケットゴール	取り替え	劣化のため
				床の改修
グラウンド		グラウンド	改修と芝生化（天然芝）	グラウンドの排水が悪い
		放送設備	放送設備の更新	劣化のため
		遊具	子どもが喜ぶような総合遊具の設置	現在の遊具は古い
プール		プール	プールサイドもきれいに	劣化のため
外部		敷地安全確保	不審者が入れない構造にできないか（車も含めて、周囲を柵で囲むなど）	現状は、車で敷地内、グラウンドに簡単に乗り入れることが可能
		校門	位置の変更と改修	現在の位置では利用しない
		除雪車・スノーモービル庫	除雪車、雪上車庫の設置	外で保管しているため
		駐車場	浄化槽の上部外構撤去、駐車場の増設	駐車場足りないため、授業参観日などは路上駐車が多い
その他	備品	職員室用机	統一された机で、引き出し部分が移動できるタイプ	年度末に職員室内の移動がしやすいように。（移動の時は引き出しのみ移動で）
その他	備品	無線電話	全教職員が無線電話を持つ	緊急時の対応、業務効率化などのため